

[事案 21-95] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

無断で契約がなされたとして、契約の無効およびこれまでに払い込まれた保険料の返還を求めるもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年に保険会社より、失効払戻金請求書の案内通知により、契約申込書に記入していない全く身に覚えのない、がん保険(平成 13 年 2 月契約、同 15 年 1 月失効：申立契約)と養老保険(平成 13 年 8 月契約、同 15 年 10 月失効：申立契約)の 2 つの保険契約の存在を初めて知った。

下記のとおり、申立契約 および とも、契約者である自分に無断で申し込まれた契約で無効であるので、これまでに払い込まれた保険料全額を返還して欲しい。

- (1)自分は契約申込書に記入しておらず、元妻等により無断で申し込みされたもので、保険証書、約款、保険会社からの案内通知も見していない。また、元妻及び募集人から保険に伴う説明を一切受けていない。
- (2)契約申込書の筆跡と解約書類の筆跡が明らかに異なっており、保険会社職員も認めている。
- (3)契約申込書記載の私の会社の部署も誤っており、元妻が知らないはずはなく、保険会社職員によると、記入漏れで当時の役職者の指示で記入したとのことであった。

< 保険会社の主張 >

以下の点から、申立人は申立契約への加入に同意していたと思われるので、申立人の請求に応じることは出来ない。

- (1) 申立契約 は、元妻(契約当時は申立人の妻であった)から、募集人が契約申込書及び告知書を置いておいてくれば、元妻が夫(申立人)に記入してもらっておくと言われ、同書類を元妻に預け、後日、記入済みの同書類を元妻から受け取ったものであり、申立人は保険加入に同意していた。(申立契約 の申込書及び告知書も、申立契約 と同様の経緯により受け取ったものである)
- (2) 申立契約 は団体扱であり、給与明細には保険料の引き去りについて記載があり、申立人に配布される年末調整資料にも保険料の記載がある。
- (3) 当社からは保険証券を申立人の自宅に送るとともに、年に一度、申立人に対して加入している保険の内容を文書にて送付している。しかも、取扱職員も申立人の勤務先を定期的に訪問し、申立人が加入している保険の内容を説明していた。
- (4) 申立契約 の保険料は一貫して元妻名義の口座からの振替によって支払われており、保険料を申立人に返還する理由はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面に基づき審理した結果、下記のとおり、本件事案について事実を認定するためには、厳密な証拠調手続きを経る必要があり、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会にかかる証拠調手続きを有しておらず、公正かつ適正な判断を行うためには、本件は裁判所における訴訟による解決が適当であり、当裁定審査会において裁定を行うことは適当でない判断し、生命保険相談所規程第 3 8

条1項(4)により、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 申立人の本件申立てが認められるか否かは、申立人が申立契約の加入に同意していたかどうか(望ましいことではないが、理論的には署名の代行自体は認められるので、上記書類の保険契約者欄の筆跡が申立人のものではなくても、申立人が加入に同意していれば契約は無効ではない)
- (2) 申立契約の保険料が元妻名義の銀行口座からの振替によって支払われてきたものであるとすれば、同銀行口座の預金は誰に帰属するものであったのか等に係ってくるところ、これらの事実については、募集人及び元妻の供述、場合によっては筆跡鑑定等に基づき、慎重な審理・判断が必要となる。